

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱一部改正新旧対照表

下線部分は改正箇所

u003c/div>

改正後	現行
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">昭和62年7月30日 厚生省発健医第179号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 〔厚生労働省発健0527第2号〕 〔令和元年5月27日〕</p> <p>(通則)</p> <p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）（以下「精神保健福祉法」という。）第7条及び第19条の10に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）第62条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、地方中核がん診療施設、都道府県がん診療連携拠点病院、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談支援センター、と畜場、臍帯血バンク、精神科救急情報センター、眼球あっせん機関、感染症外来協力医療機関、精神科救急医療センター、組織バンク、マンモグラフィ検診実施機関、新型インフルエンザ患者入院医療機関、HIV検査・相談室、末梢血幹細胞採取施設、<u>小児がん拠点病院及び保健所</u>に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第105条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 (中略)</p> <p>ただし、東京都及び川崎市が設置する(3)、(4)、(6)のうち施設並びにプリオン検査備品及び牛海綿状脳症(BSE)検査キットを除く設備、(14)、(15)、(19)、(20)のうち非常用発電機・無停電電源装置を除く設備、(29)、(32)、(34)、(36)及び(38)に係る整備事業については、交付の対象としない。</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">昭和62年7月30日 厚生省発健医第179号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 〔厚生労働省発健0420第3号〕 〔平成30年4月20日〕</p> <p>(通則)</p> <p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）（以下「精神保健福祉法」という。）第7条及び第19条の10に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）第62条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、地方中核がん診療施設、都道府県がん診療連携拠点病院、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談支援センター、と畜場、臍帯血バンク、精神科救急情報センター、眼球あっせん機関、感染症外来協力医療機関、精神科救急医療センター、組織バンク、マンモグラフィ検診実施機関、新型インフルエンザ患者入院医療機関、HIV検査・相談室、末梢血幹細胞採取施設及び小児がん拠点病院に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第105条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 (中略)</p> <p>ただし、<u>東京都</u>が設置する(3)、(4)、(6)のうち施設並びにプリオン検査備品及び牛海綿状脳症(BSE)検査キットを除く設備、(14)、(15)、(19)、(20)のうち非常用発電機・無停電電源装置を除く設備、(29)、(32)、(34)、(36)及び(38)に係る整備事業については、交付の対象としない。</p>

1

改正後	現行
<p>(1) ~ (38) (略)</p> <p>(39) 平成31年3月28日健発0328第21号厚生労働省健康局長通知「保健所の非常用自家発電装置等の整備について」の別添「保健所の非常用自家発電装置等施設整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市及び特別区が設置する保健所が行う非常用自家発電装置等の施設整備事業</p> <p>(交付の対象外費用)</p> <p>4 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)の補助金ごとに算出された額の合計額を交付額とする。</p> <p>ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 保健衛生施設等施設整備費補助金関係</p> <p>ア からカまでの合計額を交付額とする。</p> <p>ア 3の(1)、(2)、(3)、(6)、(8)、(16)、(22)、(25)、(26)、(31)、(32)、(35)、(36)、(38) 及び (39) の施設整備事業</p> <p>(ア) 第1表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額と当該区分ごとに総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ~カ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) ~ (38) (略)</p> <p>(39) (新設)</p> <p>(交付の対象外費用)</p> <p>4 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)の補助金ごとに算出された額の合計額を交付額とする。</p> <p>ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 保健衛生施設等施設整備費補助金関係</p> <p>ア からカまでの合計額を交付額とする。</p> <p>ア 3の(1)、(2)、(3)、(6)、(8)、(16)、(22)、(25)、(26)、(31)、(32)、(35)、(36) 及び (38) の施設整備事業</p> <p>(ア) 第1表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額と当該区分ごとに総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ~カ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

改正後

第 1 表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)
保健所	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額 (1) 非常用自家発電装置 厚生労働大臣が必要と認められた額 (2) 燃料槽 厚生労働大臣が必要と認められた額	保健所の非常用自家発電装置及び燃料槽の新設又は増設のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	2分の1

第 2 表 (略)

現行

第 1 表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

第 2 表 (略)

改正後

第 3 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
食肉衛生検査所	(略)	(略)	(略)	(略)
	牛海綿状脳症 (BSE) 検査キット設備費	次により算出された額の合計額 (1)検査キット (冷蔵品) 194,400 円×厚生労働大臣が必要と認めた員数 (2)検査キット (常温品) 64,800 円×厚生労働大臣が必要と認めた員数 (3)採材用シリンダー 16,200 円×厚生労働大臣が必要と認めた員数	牛海綿状脳症 (BSE) 検査に必要な検査キットを購入するために必要な備品購入費	10 分の 10
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第 4 表 (略)

6～14 (略)

現行

第 3 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
食肉衛生検査所	(略)	(略)	(略)	(略)
	牛海綿状脳症 (BSE) 検査キット設備費	次により算出された額の合計額 (1)検査キット (冷蔵品) 97,200 円×厚生労働大臣が必要と認めた員数 (2)検査キット (常温品) 32,400 円×厚生労働大臣が必要と認めた員数 (3)採材用シリンダー 6,480 円×厚生労働大臣が必要と認めた員数	牛海綿状脳症 (BSE) 検査に必要な検査キットを購入するために必要な備品購入費	10 分の 10
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第 4 表 (略)

6～14 (略)

基準単価表 [1㎡当たり]

施設種別	構造別	精神科病院：病室		精神科病院のうち 認知症治療棟		精神科病院のうち 第二種感染症指定医療機関 新型インフルエンザ等指定医療機関		精神科救急 医療センター		精神科救急 医療センター		精神科リハビリ施設 (認知症・痴呆・認知症を除外)		精神科リハビリ施設 (痴呆・痴呆・痴呆)		農村検診 センター		
		鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	
標準単価	171.600	205.000	166.000	162.800	144.500	140.700	203.100	198.800	177.400	172.800	162.800	140.700	188.600	165.100	165.300	176.600	160.100	139.500

※平成28年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

現行

基準単価表 [1㎡当たり]

施設種別	構造別	精神科病院：病室		精神科病院のうち 認知症治療棟		精神科病院のうち 第二種感染症指定医療機関 新型インフルエンザ等指定医療機関		精神科救急 医療センター		精神科救急 医療センター		精神科リハビリ施設 (認知症・痴呆・認知症を除外)		精神科リハビリ施設 (痴呆・痴呆・痴呆)		農村検診 センター		
		鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	
標準単価	177.400	212.000	171.700	168.300	149.400	145.500	210.000	205.600	183.400	178.700	168.300	145.500	195.000	170.700	170.900	182.600	165.500	144.200

※平成30年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

改正後

改正後

別表1の2（都市部における1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

施設種別	難病相談支援センター	
	鉄筋及び木造	ブロック
構造別		
基準単価	<u>204,800</u>	<u>179,200</u>

（注）平成30年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の3（冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>15,500</u>	<u>21,700</u>	<u>27,100</u>

（注）平成30年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の4（浄化槽設備工事費基準単価）

（単位：円）

難病相談支援センター
<u>37,200</u>

（注）1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 平成30年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の5（都市部における冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>16,300</u>	<u>22,800</u>	<u>28,500</u>

（注）平成30年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

現行

別表1の2（都市部における1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

施設種別	難病相談支援センター	
	鉄筋及び木造	ブロック
構造別		
基準単価	<u>198,000</u>	<u>173,400</u>

（注）平成29年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の3（冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>14,900</u>	<u>21,000</u>	<u>26,200</u>

（注）平成29年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の4（浄化槽設備工事費基準単価）

（単位：円）

難病相談支援センター
<u>36,000</u>

（注）1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 平成29年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の5（都市部における冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>15,600</u>	<u>22,100</u>	<u>27,500</u>

（注）平成29年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

改正後

別表 1 の 6 (都市部における浄化槽設備工事費基準単価)
(単位:円)

難病相談支援センター
<u>39,100</u>

- (注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた 1 日当たり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 平成30年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

現行

別表 1 の 6 (都市部における浄化槽設備工事費基準単価)
(単位:円)

難病相談支援センター
<u>37,800</u>

- (注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた 1 日当たり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 平成29年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

改正後	現行
<p>別紙様式 1</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〔厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿 地方厚生(支)局長 ○ ○ ○ ○ 殿〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 ○○○○ 印 指定都市市長 ○○○○ 印 中核市市長 ○○○○ 印 政令市市長 ○○○○ 印 特別区区长 ○○○○ 印 市町村長 ○○○○ 印 法人名及び代表者名 ○○○○ 印</p> <p style="text-align: center;">(元号) 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金 に係る事業内容の変更承認申請について</p> <p>標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。</p> <p>1 施設整備事業</p> <p>(1) 施設名 (2) 設置主体 (3) 事業内容の変更理由 (4) 設置場所 変更前 変更後 (5) 規模及び構造</p> <p>(6) 経費所要額調</p> <p style="text-align: right;">〔別紙様式4の別紙(1)及び(2)の要領に準じて作成すること。 なお、当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に()書きし、変更後を下段に対応して記入すること。〕</p> <p>(7) 添付書類</p> <p>ア 都道府県及び設置主体の歳入歳出予算書(見込書)抄本(非営利法人については、収入支出予算書(見込書)抄本) イ 建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費目別内訳 ウ その他参考となる書類</p>	<p>別紙様式 1</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〔厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿 地方厚生(支)局長 ○ ○ ○ ○ 殿〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 ○○○○ 印 指定都市市長 ○○○○ 印 中核市市長 ○○○○ 印 政令市市長 ○○○○ 印 特別区区长 ○○○○ 印 市町村長 ○○○○ 印 法人名及び代表者名 ○○○○ 印</p> <p style="text-align: center;">平成 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金 に係る事業内容の変更承認申請について</p> <p>標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。</p> <p>1 施設整備事業</p> <p>(1) 施設名 (2) 設置主体 (3) 事業内容の変更理由 (4) 設置場所 変更前 変更後 (5) 規模及び構造</p> <p>(6) 経費所要額調</p> <p style="text-align: right;">〔別紙様式4の別紙(1)及び(2)の要領に準じて作成すること。 なお、当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に()書きし、変更後を下段に対応して記入すること。〕</p> <p>(7) 添付書類</p> <p>ア 都道府県及び設置主体の歳入歳出予算書(見込書)抄本(非営利法人については、収入支出予算書(見込書)抄本) イ 建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費目別内訳 ウ その他参考となる書類</p>

改正後	現行
<p>(注) 交付要綱の5の第1表及び第2表に定める区分ごとに別葉とし、上記(1)～(7)について作成すること。</p> <p>2 設備整備事業</p> <p>(1) 施設区分</p> <p>(2) 事業内容の変更概要及び理由</p> <p>(注) 別紙様式4の別紙(1)及び(3)の要領に準じて作成すること。 なお、当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に()書きし、変更後を下段に対応して記入すること。</p> <p>(3) 添付書類</p> <p>ア 歳入歳出予算書(見込書)抄本(非営利法人については収入支出予算書(見込書)抄本)</p> <p>(注) 予算額に変更がない場合は省略してもよい。</p> <p>イ その他参考となる書類</p> <p>(注) (1)～(3)については各施設毎に別葉で作成し、添付すること。</p> <p>※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「(元号)年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金」の後に「(元号)年度からの繰越分」と明記すること。</p>	<p>(注) 交付要綱の5の第1表及び第2表に定める区分ごとに別葉とし、上記(1)～(7)について作成すること。</p> <p>2 設備整備事業</p> <p>(1) 施設区分</p> <p>(2) 事業内容の変更概要及び理由</p> <p>(注) 別紙様式4の別紙(1)及び(3)の要領に準じて作成すること。 なお、当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に()書きし、変更後を下段に対応して記入すること。</p> <p>(3) 添付書類</p> <p>ア 歳入歳出予算書(見込書)抄本(非営利法人については収入支出予算書(見込書)抄本)</p> <p>(注) 予算額に変更がない場合は省略してもよい。</p> <p>イ その他参考となる書類</p> <p>(注) (1)～(3)については各施設毎に別葉で作成し、添付すること。</p> <p>※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「平成 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。</p>

改正後

別紙様式 2

番 号
年 月 日

〔厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿
地方厚生(支)局長 ○ ○ ○ ○ 殿〕

都道府県知事 ○○○○ 印
指定都市市長 ○○○○ 印
中核市市長 ○○○○ 印
政令市市長 ○○○○ 印
特別区区长 ○○○○ 印
市町村長 ○○○○ 印
法人名及び代表者名 ○○○○ 印

〔(元号) 年度保健衛生施設等施設・設備整備費
国庫補助金に係る事業遂行状況の報告について

〔(元号) 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金による施設整備事業の遂行状況及び
工事経過等について次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 事業施行状況(別紙(1)のとおり)
- 2 工事種別進捗状況(別紙(2)のとおり)
- 3 工事の経過状況を証する写真
- 4 その他参考となる書類

※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「(元号)年度保健衛生施設等施設・
設備整備費国庫補助金」の後に「(元号)年度からの繰越分」と明記すること。

現行

別紙様式 2

番 号
年 月 日

〔厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿
地方厚生(支)局長 ○ ○ ○ ○ 殿〕

都道府県知事 ○○○○ 印
指定都市市長 ○○○○ 印
中核市市長 ○○○○ 印
政令市市長 ○○○○ 印
特別区区长 ○○○○ 印
市町村長 ○○○○ 印
法人名及び代表者名 ○○○○ 印

〔平成 年度保健衛生施設等施設・設備整備費
国庫補助金に係る事業遂行状況の報告について

〔平成 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金による施設整備事業の遂行状況及び工事
経過等について次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 事業施行状況(別紙(1)のとおり)
- 2 工事種別進捗状況(別紙(2)のとおり)
- 3 工事の経過状況を証する写真
- 4 その他参考となる書類

※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「平成 年度保健衛生施設等施設・
設備整備費国庫補助金」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

改正後

別紙(1)

事業施行状況

施設名	設置 主体	区 分	施 工	工 事	金 額	備 考
			面積数	施工率		
			m ²	%	円	
		自(元号) 年 月 日 至(元号) 年 月 日 現在竣工量				
		自(元号) 年 月 日 至(元号) 年 月 日 まで竣工見込量				
		自(元号) 年 月 日				
		まで竣工見込量				
		小 計				
			m ²	%	円	
		自(元号) 年 月 日 至(元号) 年 月 日 現在竣工量				
		自(元号) 年 月 日 至(元号) 年 月 日 まで竣工見込量				
		自(元号) 年 月 日				
		まで竣工見込量				
		小 計				
		計				

- (注) (1) 竣工量については、本報告書提出年月日までについて記入すること。
 (2) 竣工見込量については、本報告書提出後1か月ごとの竣工量を記入すること。
 (3) 備考欄には、施工済又は予定の工事内容を簡単に記入すること。

現行

別紙(1)

事業施行状況

施設名	設置 主体	区 分	施 工	工 事	金 額	備 考
			面積数	施工率		
			m ²	%	円	
		自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 現在竣工量				
		自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 まで竣工見込量				
		自平成 年 月 日				
		まで竣工見込量				
		小 計				
			m ²	%	円	
		自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 現在竣工量				
		自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 まで竣工見込量				
		自平成 年 月 日				
		まで竣工見込量				
		小 計				
		計				

- (注) (1) 竣工量については、本報告書提出年月日までについて記入すること。
 (2) 竣工見込量については、本報告書提出後1か月ごとの竣工量を記入すること。
 (3) 備考欄には、施工済又は予定の工事内容を簡単に記入すること。

改正後

別紙(2)

工事種別進捗状況
(施設名 ○ ○ ○ ○)

工事種別	(元号) ○○年												(元号) ○○年			
	4月 1日	5月 1日	6月 1日	7月 1日	8月 1日	9月 1日	10月 1日	11月 1日	12月 1日	1月 1日	2月 1日	3月 1日	4月 1日			
設計事務	————— (100%)															
入札事務	————— (100%)															
整地	————— (100%)															
基礎工事	————— (100%)															
○○工事	————— (100%)															
○○工事	————— (80%)															
	————— (60%)															
〃	————— (0)															
〃	————— (0)															
〃	————— (0)															

(注) 1 工事種別ごとに、その予定を実線で示し、その下に本報告書提出月日現在までの工事進捗状況を点線で示すとともに、その出来高量を%をもって示すこと。
2 施設ごとに別葉に作成すること。

現行

別紙(2)

工事種別進捗状況
(施設名 ○ ○ ○ ○)

工事種別	平成○○年												平成○○年			
	4月 1日	5月 1日	6月 1日	7月 1日	8月 1日	9月 1日	10月 1日	11月 1日	12月 1日	1月 1日	2月 1日	3月 1日	4月 1日			
設計事務	————— (100%)															
入札事務	————— (100%)															
整地	————— (100%)															
基礎工事	————— (100%)															
○○工事	————— (100%)															
○○工事	————— (80%)															
	————— (60%)															
〃	————— (0)															
〃	————— (0)															
〃	————— (0)															

(注) 1 工事種別ごとに、その予定を実線で示し、その下に本報告書提出月日現在までの工事進捗状況を点線で示すとともに、その出来高量を%をもって示すこと。
2 施設ごとに別葉に作成すること。

別紙様式 3

補助金調書

平成 年度厚生労働省所管

(地方公共団体名)

国		地方公共団体								備考										
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入				歳出													
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額		うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額							
(項) 保健衛生施設整備費 (目) 保健衛生施設等 施設整備費補助金	円			円	円		円	円		円										
(項) 地域保健対策費 (目) 保健衛生施設等 設備整備費補助金																				

現行

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用、増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書()をもって附記すること。
- 市町村が間接補助事業者等である場合における調書の作成は、本表に準ずること。この場合においては、本表中「国」とあるのは、「都道府県」と、「地方公共団体」とあるのは、「市町村」とし、歳出の予算現額欄、支出済額欄及び翌年度繰越額欄の次にそれぞれ「うち間接補助金等相当額」の欄を設けること。

別紙様式 3

補助金調書

(元号) 年度厚生労働省所管

(地方公共団体名)

国		地方公共団体								備考										
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入				歳出													
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額		うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額							
(項) 保健衛生施設整備費 (目) 保健衛生施設等 施設整備費補助金	円			円	円		円	円		円										
(項) 地域保健対策費 (目) 保健衛生施設等 設備整備費補助金																				

改正後

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用、増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書()をもって附記すること。
- 市町村が間接補助事業者等である場合における調書の作成は、本表に準ずること。この場合においては、本表中「国」とあるのは、「都道府県」と、「地方公共団体」とあるのは、「市町村」とし、歳出の予算現額欄、支出済額欄及び翌年度繰越額欄の次にそれぞれ「うち間接補助金等相当額」の欄を設けること。

改正後	現行
<p>別紙様式 4</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〔厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿 地方厚生(支)局長 ○ ○ ○ ○ 殿〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 ○○○○ 印 指定都市市長 ○○○○ 印 中核市市長 ○○○○ 印 政令市市長 ○○○○ 印 特別区区长 ○○○○ 印 市町村長 ○○○○ 印 法人名及び代表者名 ○○○○ 印</p> <p style="text-align: center;">(元号) 年度保健衛生施設等施設・設備整備費 国庫補助金の交付申請書</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 申請額 金 円</p> <p>2 経費所要額調書(別紙(1)のとおり)</p> <p>3 所要額内訳及び事業計画書 (1) 施設整備事業(別紙(2)のとおり) (2) 設備整備事業(別紙(3)のとおり)</p> <p>4 添付書類 (1) (元号)年度歳入歳出予算書(又は見込書)抄本(非営利法人にあっては定款又は寄附行為及び収入支出予算書(又は見込書)抄本) (注) 予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。 (2) 建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費目別内訳(施設整備事業関係) (注) 整備計画書に添付した図面等に変更がない場合は省略することができる。 (3) 年度別施設整備計画(施設整備事業関係) 当該施設整備事業が2年以上にまたがる計画のものである場合は、別添(様式)により各施設ごとに作成し添付するものとする。 (4) 見積書の写し等(設備整備事業関係) (5) その他参考となる書類</p>	<p>別紙様式 4</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〔厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿 地方厚生(支)局長 ○ ○ ○ ○ 殿〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 ○○○○ 印 指定都市市長 ○○○○ 印 中核市市長 ○○○○ 印 政令市市長 ○○○○ 印 特別区区长 ○○○○ 印 市町村長 ○○○○ 印 法人名及び代表者名 ○○○○ 印</p> <p style="text-align: center;">平成 年度保健衛生施設等施設・設備整備費 国庫補助金の交付申請書</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 申請額 金 円</p> <p>2 経費所要額調書(別紙(1)のとおり)</p> <p>3 所要額内訳及び事業計画書 (1) 施設整備事業(別紙(2)のとおり) (2) 設備整備事業(別紙(3)のとおり)</p> <p>4 添付書類 (1) (元号)年度歳入歳出予算書(又は見込書)抄本(非営利法人にあっては定款又は寄附行為及び収入支出予算書(又は見込書)抄本) (注) 予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。 (2) 建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費目別内訳(施設整備事業関係) (注) 整備計画書に添付した図面等に変更がない場合は省略することができる。 (3) 年度別施設整備計画(施設整備事業関係) 当該施設整備事業が2年以上にまたがる計画のものである場合は、別添(様式)により各施設ごとに作成し添付するものとする。 (4) 見積書の写し等(設備整備事業関係) (5) その他参考となる書類</p>

改正後	現行
<p>※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「<u>(元号)</u>年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金」の後に「<u>(元号)</u>年度からの繰越分」と明記すること。</p> <p>別紙(1)～別紙(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">2 . 事業計画書</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 施設の構造及び規模</p> <p>(中略)</p>	<p>※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「<u>平成</u>年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金」の後に「<u>平成</u>年度からの繰越分」と明記すること。</p> <p>別紙(1)～別紙(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">2 . 事業計画書</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 施設の構造及び規模</p> <p>(中略)</p>

改正後		現行
(保健所の場合) 施設の概要		(新設)
① 整備施設	非常用自家発電装置 ・ 燃料槽	
② 整備形態	新築 ・ 増築	
③ 施設形態	単独庁舎 ・ 合同庁舎	
④ 規模・構造	_____造・____階建／延べ床面積_____㎡ (合同庁舎の場合) 延べ床面積に対する保健所専有面積の割合_____%	
⑤ 所在地		
⑥ 整備理由		
<p>(注) ①、②、③については、いずれかに○印を付すこと。 ⑥については、整備に至った経緯、問題点等についても整理し、記載すること。)</p>		

改正後	現行
(5) 工事の施工方法 直 営 請 負	(5) 工事の施工方法 直 営 請 負
(6) 施工予定期間 着 工 <u>(元号)</u> 年 月 日 竣 工 <u>(元号)</u> 年 月 日	(6) 施工予定期間 着 工 <u>平成</u> 年 月 日 竣 工 <u>平成</u> 年 月 日
(7) 業務開始 (予定) 年月日 <u>(元号)</u> 年 月 日	(7) 業務開始 (予定) 年月日 <u>平成</u> 年 月 日
(8) (略)	(8) (略)

改正後	現行
<p>別紙様式 5</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〔厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿 地方厚生(支)局長 ○ ○ ○ ○ 殿〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 ○○○○ 印 指定都市市長 ○○○○ 印 中核市市長 ○○○○ 印 政令市市長 ○○○○ 印 特別区区长 ○○○○ 印 市町村長 ○○○○ 印 法人名及び代表者名 ○○○○ 印</p> <p style="text-align: center;">(元号) 年度保健衛生施設等施設・設備整備費 国庫補助金の事業実績報告書</p> <p>標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。</p> <p>1 精算額 金 円 2 経費所要額精算書 (別紙(1)のとおり) 3 施設整備事業実績報告書 (別紙(2)のとおり) 4 添付書類 (1) 歳出歳入決算書(見込額)抄本(非営利法人については、収入支出決算書(見込書)抄本) (2) 施設整備事業関係 ア 竣工した建物の配置図、平面図及び立面図 (注) 交付申請書又は変更交付申請書に添付した図面に変更がない場合は、省略することができる。 イ 工事請負契約書の写し(工事内訳書を含む。) ウ 工事竣工を確認するための建築基準法第7条第5項又は第18条第18項による検査済証の写し エ 事業の完成を確認できる全景及び室内主要部分の写真 (3) 設備整備事業関係 契約書の写し、検収調書の写し等 (4) その他参考となる書類</p> <p>※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「(元号)年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金」の後に「(元号)年度からの繰越分」と明記すること。</p> <p>別紙(1) (略)</p>	<p>別紙様式 5</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〔厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿 地方厚生(支)局長 ○ ○ ○ ○ 殿〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 ○○○○ 印 指定都市市長 ○○○○ 印 中核市市長 ○○○○ 印 政令市市長 ○○○○ 印 特別区区长 ○○○○ 印 市町村長 ○○○○ 印 法人名及び代表者名 ○○○○ 印</p> <p style="text-align: center;">平成 年度保健衛生施設等施設・設備整備費 国庫補助金の事業実績報告書</p> <p>標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。</p> <p>1 精算額 金 円 2 経費所要額精算書 (別紙(1)のとおり) 3 施設整備事業実績報告書 (別紙(2)のとおり) 4 添付書類 (1) 歳出歳入決算書(見込額)抄本(非営利法人については、収入支出決算書(見込書)抄本) (2) 施設整備事業関係 ア 竣工した建物の配置図、平面図及び立面図 (注) 交付申請書又は変更交付申請書に添付した図面に変更がない場合は、省略することができる。 イ 工事請負契約書の写し(工事内訳書を含む。) ウ 工事竣工を確認するための建築基準法第7条第5項又は第18条第18項による検査済証の写し エ 事業の完成を確認できる全景及び室内主要部分の写真 (3) 設備整備事業関係 契約書の写し、検収調書の写し等 (4) その他参考となる書類</p> <p>※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「平成 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金」の後に「平成 年度からの繰越分」と明記すること。</p> <p>別紙(1) (略)</p>

改正後

現行

別紙(2)

施設整備事業実績報告書

1～2 (略)

3 施設の構造及び規模

(中略)

(保健所の場合)

施設の概要

① 整備施設	非常用自家発電装置 ・ 燃料槽
② 整備形態	新築 ・ 増築
③ 施設形態	単独庁舎 ・ 合同庁舎
④ 規模・構造	____造・____階建／延べ床面積____㎡ (合同庁舎の場合) 延べ床面積に対する保健所専有面積の割合____%
⑤ 所在地	
⑥ 整備理由	

(注) ①、②、③については、いずれかに○印を付すこと。

⑥については、整備に至った経緯、問題点等についても整理し、記載すること。))

別紙(2)

施設整備事業実績報告書

1～2 (略)

3 施設の構造及び規模

(中略)

(新設)

改正後					現行				
4	工事の施工方法 直 営 請 負				4	工事の施工方法 直 営 請 負			
5	施工期間 着 工 竣 工	<u>(元号)</u>	年	月 日	5	施工期間 着 工 竣 工	<u>平成</u>	年	月 日
6	業務開始年月日	<u>(元号)</u>	年	月 日	6	業務開始年月日	<u>平成</u>	年	月 日
7～9	(略)				7～9	(略)			

改正後	現行
<p>別紙様式 6</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〔厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿 地方厚生(支)局長 ○ ○ ○ ○ 殿〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 ○○○○ 印 指定都市市長 ○○○○ 印 中核市市長 ○○○○ 印 政令市市長 ○○○○ 印 特別区区长 ○○○○ 印 市町村長 ○○○○ 印 法人名及び代表者名 ○○○○ 印</p> <p style="text-align: center;">(元号) 年度保健衛生施設等施設・設備整備費 国庫補助金の年度終了実績報告書</p> <p>標記については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条後段の規定により関係書類を添え別表のとおり報告する。</p> <p>※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「(元号)年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金」の後に「(元号)年度からの繰越分」と明記すること。</p> <p>別表 (略)</p>	<p>別紙様式 6</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〔厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿 地方厚生(支)局長 ○ ○ ○ ○ 殿〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 ○○○○ 印 指定都市市長 ○○○○ 印 中核市市長 ○○○○ 印 政令市市長 ○○○○ 印 特別区区长 ○○○○ 印 市町村長 ○○○○ 印 法人名及び代表者名 ○○○○ 印</p> <p style="text-align: center;">平成 年度保健衛生施設等施設・設備整備費 国庫補助金の年度終了実績報告書</p> <p>標記については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条後段の規定により関係書類を添え別表のとおり報告する。</p> <p>※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「平成 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金」の後に「平成 年度からの繰越分」と明記すること。</p> <p>別表 (略)</p>

改正後	現行
<p>別紙様式 7</p> <p style="text-align: right;">第 号 <u>(元号)</u> 年 月 日</p> <p>〔厚生労働大臣 殿〕 〔地方厚生(支)局長 殿〕</p> <p style="text-align: center;">補助事業者名</p> <p style="text-align: center;"><u>(元号)</u> 年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p><u>(元号)</u> 年 月 日第 号により交付決定を受けた<u>(元号)</u>年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>3 添付書類</p> <p>記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。</p>	<p>別紙様式 7</p> <p style="text-align: right;">第 号 <u>平成</u> 年 月 日</p> <p>〔厚生労働大臣 殿〕 〔地方厚生(支)局長 殿〕</p> <p style="text-align: center;">補助事業者名</p> <p style="text-align: center;"><u>平成</u> 年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p><u>平成</u> 年 月 日第 号により交付決定を受けた<u>平成</u> 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>3 添付書類</p> <p>記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。</p>

改正後	現行
<p>別紙様式 8</p> <p style="text-align: right;">第 号 <u>(元号)</u> 年 月 日</p> <p>都 道 府 県 知 事 殿</p> <p style="text-align: center;">間接補助事業者名</p> <p><u>(元号)</u> 年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p><u>(元号)</u> 年 月 日第 号により交付決定を受けた<u>(元号)</u>年度〇〇〇補助金について、 交付決定通知により付された条件に基づき、次のとおり報告する。</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定 による確定額又は事業実績報告による精算額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助 金等返還相当額）</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>3 添付書類</p> <p>記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定 収入の割合を確認できる資料）を添付する。</p>	<p>別紙様式 8</p> <p style="text-align: right;">第 号 <u>平成</u> 年 月 日</p> <p>都 道 府 県 知 事 殿</p> <p style="text-align: center;">間接補助事業者名</p> <p><u>平成</u> 年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p><u>平成</u> 年 月 日第 号により交付決定を受けた<u>平成</u> 年度〇〇〇補助金について、 交付決定通知により付された条件に基づき、次のとおり報告する。</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定 による確定額又は事業実績報告による精算額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助 金等返還相当額）</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>3 添付書類</p> <p>記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定 収入の割合を確認できる資料）を添付する。</p>